

第3章 計画の内容

第1節 学校教育



基本方針 子どもの学びと成長の支援

【基本目標】

児童生徒一人一人が安心・安全に学習できる環境を整備し、個別の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

また、子どもへの教育を通して、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を備えた人材を育成するとともに、児童生徒が自ら道を切り拓き、社会で自立する「生きる力」を育みます。

【現況・課題】

- グローバル化や情報化等、社会の構造的な変化に対応した取組や、地域と連携した教育活動の活性化が重要です。
- 特別に支援を必要とする児童生徒や、不登校・いじめ等のその他支援が必要な児童生徒が増加しており、児童生徒の個別の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の力を活用し、関係諸機関との連携、継続した教育的・経済的支援が必要です。
- 少子化や学校施設・設備の老朽化等の諸問題に対応した、適正な施設整備及び児童生徒の学習環境の充実を進めることが必要です。
- 成長期にある児童生徒の心身の健康を図るため、食育[※]や体力向上の推進が重要です。

【施策の方針・事業】

施策の事業ごとに（ ）内に所管を記載しています。

1 教育内容の充実

(1) 学力向上の推進（学校教育課）

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得の定着を図ります。これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を養い、主体的に学習に取り組む態度の育成及び児童生徒一人一人の学力とともに学習意欲を伸ばす教育を推進し、自ら学び、考える力の育成に努めます。また、ICT[※]機器の効果的な活用を図ります。

(2) 体力向上の推進（学校教育課）

人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力の充実に大きくかわり、豊かな人間性を形成する上で重要な要素である基礎的な体力の向上を推進します。

学校体育では、子どもが体を動かす楽しさを味わい、運動を好きになることができる

よう指導を行います。

(3) 生徒指導・教育相談の充実（学校教育課）

児童生徒の健全育成を図るため、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、教育活動全体を通して、生徒指導の充実に努めます。

また、「坂戸市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見のための措置、相談体制の充実、SNS等を通じたいじめへの対応等に努めるとともに、いじめを受けた児童生徒への支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導を充実します。

さらに、不登校やいじめ等の問題行動の防止や子どもの心のケア等に対応できるよう、学校及び教育センターにおける教育相談体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。

(4) 食育^{*}の推進・学校給食の充実（学校教育課・教育総務課・農業振興課）

学校での食育^{*}指導の充実や、地場産食材を取り入れることにより、食に関する正しい知識と規律ある食習慣を育み、児童生徒の健やかな体の育成を図るとともに、学校給食衛生管理基準に基づき、安心して安全な給食の提供に努めます。

また、多子世帯の負担軽減を図るため、一定要件を満たした第3子以降の児童生徒を養育する保護者に対して給食費の補助を行います。

(5) 人権教育^{*}の推進（学校教育課・人権推進課）

人権を正しく理解し、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成を目指して、授業研究会や校内研修を組織的・計画的に行い、人権意識の高揚を図ります。

また、いじめの未然防止のため、「坂戸市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを生まない集団づくりを推進するとともに、いじめの早期発見と適切な対応を推進します。

(6) ボランティア・福祉教育の推進（学校教育課）

ボランティア活動・福祉体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤づくりや、他者を思いやる豊かな心の育成に努めます。

(7) 学校保健・安全の充実（学校教育課・教育総務課）

生涯にわたって豊かで安全に生活するために必要な健康と安全について、主体的・実践的に学ぶ児童生徒の育成を図ります。

また、関係機関や地域の協力を得て、登下校時における安全な環境づくりや、学校施設の整備や学校防災体制づくりにより、児童生徒の学校内外での安心・安全の確保に努めます。

(8) 環境教育の推進（学校教育課）

環境教育を担当する教員の指導力の向上を図るとともに、「坂戸市環境教育プログラム」を活用し、環境や環境問題に対する関心を高め、必要な知識や技術の習得を図るとともに、実践的に行動する力の育成に努めます。

(9) 共生社会[※]を目指した多様な学びの場の充実（学校教育課）

児童生徒が「共生」に対する理解を深めるよう指導を充実します。また、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに学ぶことを大切にするとともに、障害のある児童生徒が必要な指導・支援が受けられる多様な学びの場を用意し、特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、外国籍児童生徒など日本語指導が必要な児童生徒への取り出し指導[※]や補充的な指導、学校生活への適応を図るための指導の充実を図ります。

(10) 教育支援の充実（学校教育課・こども支援課・福祉総務課）

児童生徒の学力向上に向け、教員の不断の努力を促し授業研究に取り組む等、教職員の授業力の向上を図ります。また、児童生徒の健全育成のために、様々な状況の中でも適切に対応できる教職員の指導を図るとともに、各学校の実態に応じて、各種学習活動、学校生活の充実を図るための支援に努めます。

また、生活困窮世帯、生活保護世帯の児童生徒に対し、居場所を提供して学習支援や教育相談等を行います。

(11) 幼児教育の充実（学校教育課・保育課）

幼稚園教育は、私立幼稚園が大きな役割を果たしていることを踏まえ、引き続き私立幼稚園を支援していきます。

また、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、幼児教育と小学校教育との連携・接続など幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、より良い幼児教育環境の創造を図ります。

(12) 教育センター事業の充実（学校教育課）

教育センターでは、坂戸市の教育の振興と充実を図ることを目的とした事業に取り組み、教職員の資質向上のための研修等のほか、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するための学校運営の効率化、学力向上、不登校対策及び発達障害のための調査・研究に努めます。また、グローバル化に対応した教育環境づくりに向け、英語教育の改善・充実方策を推進します。

特に、坂戸市の重要課題である児童生徒の学力向上に関して、「坂戸市学力向上ガイドデザイン[※]」、「家庭学習ガイドライン[※]」等を作成し、小中学校、家庭及び地域と連携した取組を推進します。

(13) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進（学校教育課）

学校運営協議会（コミュニティスクール）では、保護者、地域の住民等の学校の運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域の住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組めます。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら、地域社会全体で子どもたちの教育を支援していくことができるよう、学校応援団[※]との連携協力、情報の共有化、活動の支援体制づくりなどに取り組めます。

地域の特性及び地域の教育力※を積極的に活用する中で、公立中学校の休日部活動については、地域移行を視野に進めてまいります。

【数値目標】

指標		実績値		目標値
		令和元年度	令和4年度	令和9年度
全国学力・学習状況調査の平均正答率（括弧は埼玉県平均）	小学校	国語 60.0% (64.0%) 算数 62.0% (66.6%)	国語 64.0% (67.0%) 算数 60.0% (64.0%)	埼玉県平均以上
	中学校	国語 70.0% (73.0%) 数学 56.0% (59.0%)	国語 68.0% (70.0%) 数学 47.0% (52.0%)	
「埼玉県学力・学習状況調査」において、前年度より学力の伸びが見られた児童生徒の割合	小学校	69.18%	66.48%	72.0%
	中学校	72.85%	71.19%	72.0%
体力テストの総合評価（A～E段階）で体力レベルの得点が高いA～Cの合計の割合	小学校	85.7%	80.2%	85.0%
	中学校	81.6%	81.0%	85.0%
不登校児童生徒の割合	小学校	0.38%	0.42% ※令和3年度実績	0.40%
	中学校	3.64%	3.95% ※令和3年度実績	3.90%
中学生社会体験活動事業所数	中学校	229箇所	0箇所	230箇所

※中学生社会体験活動事業所数について、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業が中止となり、実績値が0となっています。

※実績値について、最新の数値を掲載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、数値の変動が大きいため、参考としてコロナ禍前の令和元年度の数値も掲載しています。（以降のページについても同じ）



授業風景

2 教育環境の整備

(1) 学校の規模及び配置の適正化（学校教育課）

少子化が進展していく中で、児童生徒の学習面や生活面でのより良い教育環境を整えるため、児童生徒の登下校時間・距離、安全、適正規模の教育等に配慮し、地域の実情も踏まえながら、市内における学校の配置や学区の見直し、施設の統廃合などについて検討します。

(2) 小中一貫教育*の推進（学校教育課）

義務教育の9年間を見通した継続性のある指導と、中学校区ごとの小中連携の教育活動により、学力の向上を目指すとともに、豊かな人間性・社会性を育みます。また、中学入学時に増加する不登校等の諸問題（中1ギャップ*）の解消に努めます。

小中一貫教育*校「城山学園」の教育実践について検証し、その成果を市内小中学校へ広め、小中連携教育の推進を図ります。また、特認校として、城山学園の教育を希望される市内全域の小中学生を受け入れていきます。

(3) 学校施設・設備の充実（教育総務課）

学校施設及び設備の老朽化に対し、必要な改修・修繕・更新を行い、児童生徒が安全・快適に学習できるとともに、質の高い教育環境を確保できるよう、学校施設・設備の整備に努めます。

(4) 学校のICT*環境の整備・充実（学校教育課）

情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、小・中学校におけるICT*環境の整備・充実を図ります。また、ICT*活用の推進体制を整備し、具体的な活用方法について教職員の研修を行い、教職員のICT*活用や指導力向上を図るとともに、ICT*を活用した校務の効率化により、教職員の業務負担の軽減を図ります。

【数値目標】

指標		実績値		目標値
		令和元年度	令和3年度	令和9年度
多目的トイレ設置校数	小学校	6校	8校	12校
	中学校	3校	3校	6校

3 教育の機会均等の確保

(1) 就学等の奨励・援助の推進（学校教育課・保育課）

世帯の所得状況等に応じて、就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ必要な援助を行います。

さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者へ必要な経費の補助を行うほか、特別な支援を必要とする園児を受け入れている私立幼稚園に対する支援を行うなど、関係機関と連携して、就園支援の充実を図ります。

(2) 上級学校への入学支援の推進（教育総務課）

意欲ある生徒が経済面で心配することなく、上級学校へ安心して進学できるよう、高等学校、大学及び専修学校への入学希望者の保護者で資金の調達が困難な方に対し、入学準備金の貸付け等を行います。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
入学準備金貸付件数	7件	10件	10件



施設一体型小中一貫教育※特認校「城山学園」

平成27年4月、城山小学校を城山中学校の敷地内に移転し、小学校と中学校が同じ敷地内で一体的に教育活動を展開する、県内公立校で初となる施設一体型小中一貫教育※校「城山学園」が開校しました。城山学園では、小学校と中学校の9年間の系統性・継続性を重視し、児童生徒の発達段階を踏まえた教育活動を通じて、「学力の向上」と「豊かな心の育成」を目指しており、令和5年4月から特認校として、市内全域の小中学生を受け入れていきます。



第2節 社会教育、文化の振興・文化財の保護



基本方針 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護

【基本目標】

生涯にわたる学習や活動の機会を確保し、その成果を生かし、地域活動や文化活動が活発に行われる、活力ある地域社会を形成します。

また、多様な文化・芸術・歴史に市民が気軽に接することで、心の豊かさを育みます。

【現況・課題】

- 社会の変化に伴う多様なニーズに対応した学習や活動の機会を提供するとともに、その成果を生かすことができる環境の整備が必要です。
- 地域活動や文化活動の拠点である社会教育施設、文化施設を、より身近で親しみやすくし、幅広い世代の市民に利用していただくための取組が必要であるとともに、施設の老朽化等に対応した適切な管理・運営が必要です。
- 少子高齢化、価値観の変化等に伴い、文化や歴史に触れる機会が減ってきており、文化や歴史の振興・保護・継承が必要です。

【施策の方針・事業】

I 生涯学習社会[※]の構築

(1) 生涯学習施策の計画的推進（社会教育課）

生涯を通じた幅広い学習機会を市民に提供し、坂戸市における生涯学習社会[※]の実現を図るため、生涯学習推進にかかる各施策を計画的に推進します。

(2) 生涯学習の推進（社会教育課）

市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、各種の学習情報の提供に努めるとともに、時代の変化や地域の課題に対応した新たな講座等の展開や、学習活動を通じたネットワークづくりなどにより、市民の生涯学習を推進します。

また、職員出前講座、市民の学び合いによる「さかど市民塾」等の充実により、学習成果が生かされる生涯学習によるまちづくりを推進します。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
職員出前講座の実施件数	61件	34件	50件
さかど市民塾の募集講座数	34講座	33講座	38講座



さかど市民塾の様子

2 社会教育の充実

(1) 社会教育施設の整備・充実（社会教育課）

個人の学習や絆づくり、地域づくりなどの多様なニーズに応えることができるよう社会教育施設の整備・充実に努めます。そのため、社会教育施設を地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として、各種事業の展開を図ります。

(2) 地域課題等への学習機会の拡充（社会教育課）

地域における学習活動を活性化させ、様々な地域課題等に対応する力を付けるとともに、地域の教育力^{*}の向上につながるよう学習機会の整備・拡充を図ります。

(3) 学校教育との連携強化・充実（社会教育課）

学校と地域が相互にかかわり合っって子どもたちを育てていくことができるよう、学習支援事業「学力のびのび塾」の実施等、学校教育との連携強化・充実に努めます。

(4) 人権教育^{*}の推進（社会教育課・人権推進課）

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、インターネット・SNS等による人権侵害等の様々な人権課題に対する市民の知識や理解を深め、人権尊重の精神を確立するための人権教育^{*}を推進することで、人権意識の高揚を図ります。

(5) 家庭教育への支援・充実（社会教育課）

家庭の教育力の向上及び児童の健全育成を目指すため、保護者に対する学習の機会や情報提供、家庭教育のために必要な支援の充実に努めます。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
学力のびのび塾実施教室数	13 教室	12 教室	14 教室
人権講座参加者数	1309人	396人	500人



「学力のびのび塾」

児童の基礎学力の定着と自学自習の態度を養うための取組として、小学生を対象に学習支援事業「学力のびのび塾」を開催しています。学習支援員は地域の人材を活用し、児童に合わせた支援を心がけています。



3 公民館等の充実

(1) 公民館等事業の充実（各公民館・地域交流センター）

地域住民にとって最も身近な学びの拠点として、公民館等での各種教室・講座等を通して、実際の生活に即した教養の向上、健康の増進、生活文化の向上等にかかる事業を充実します。

(2) クラブ・サークルの支援・育成（各公民館・地域交流センター）

市民主体の学習活動の活性化を図るとともに、市民とともに歩む社会教育施設・事業を推進していくため、公民館等を活動拠点としているクラブ・サークルの支援・育成を図ります。

(3) 学習情報の提供（各公民館・地域交流センター）

坂戸市のホームページなど、様々な広報手段を活用し、公民館等で活動している団体・サークル、また講座等の情報、各種事業の情報を提供します。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
公民館等利用者数	333,225人	182,392人	220,000人
各種教室・講座等開催数	87講座	48講座	95講座



図書館事業の様子（絵本作家 浜田桂子氏講演会）

4 図書館の充実

(1) 図書館事業の充実（図書館）

市民の要求や課題に対応した資料を提供する情報拠点として、きめ細やかな貸出、レファレンス・サービス※や各種事業を推進します。また、図書館サービスの更なる充実に向け、図書館ボランティアの養成と活用に努めます。

(2) 図書等の整備（図書館）

高度化・多様化する市民の学習要求に対応するため、電子図書館の推進とともに、各種の情報提供や図書等の整備充実を図ります。また、郷土資料として保有する大川平三郎翁関係資料の保管活用を通じ、顕彰します。

(3) 子どもの読書活動の推進（図書館）

家庭における子どもの読書活動を推進していくため、読み聞かせの大切さや、子どもの読書活動の重要性について理解を促すとともに、全ての子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう、地域・家庭・学校の連携による読書の機会の提供及び読書環境の整備を行います。

(4) 情報化社会への対応（図書館）

市民が図書館資料や読書活動等の機会に関する情報を入手しやすくなるよう、図書館システムを活用したサービスや、ICT※を活用したサービスの充実を図ります。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
図書等資料貸出サービス（年間）	476,031 冊点	331,283 冊点	500,000 冊点
人口1人当たり貸出冊点数（個人貸出）	4.72 冊点	2.56 冊点	5.0 冊点
図書館ボランティア登録者数	98 人	82 人	100 人

5 文化活動の振興

(1) 文化事業の推進（市民生活課・社会教育課）

芸術・文化の裾野が広がり、広く市民が芸術文化に触れることができるよう、優れた芸術文化の鑑賞事業、文化団体の発表機会の提供、文化行事の開催などに努めます。

(2) 文化団体の育成（市民生活課・社会教育課）

地域における文化活動の推進を図るため、文化団体や市民の各種文化活動に対して、各種機関と協力し、支援の充実を図ります。

(3) 文化施設の充実（市民生活課・社会教育課）

美術・音楽・演劇その他の文化活動を円滑に行えるよう、文化施設の適切な維持管理を行います。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
芸術文化祭作品出展数	298点	0点	320点
芸術文化祭入場者数	3,728人	0人	3,750人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため芸術文化祭が開催中止となり、作品出展数・入場者数ともに実績値が0となっています。



坂戸市文化会館「ふれあ」

坂戸市文化会館「ふれあ」は、1,088席のホールやギャラリー、会議室などを備え、坂戸市の文化活動の拠点となっている施設です。現在、指定管理者により運営されています。「ふれあ」の愛称は公募により選ばれたものです。



6 文化財の保護

(1) 文化財の調査・活用の推進（社会教育課）

広く市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めることができるよう、埋蔵文化財*の調査・記録保存、指定文化財の保護・活用、新たな指定・解除、郷土の歴史資料などの整理を行い、研究資料の活用を推進します。

(2) 文化財保護意識の普及（社会教育課）

文化財案内板の設置、広報誌の発行、埋蔵文化財*出土品展の開催などを行い、文化財が市民共有の財産であることに対する市民の理解を深め、また、地域の歴史を学習するためのきっかけづくりともなるよう文化財保護意識の普及に努めます。

(3) 文化財保存・継承の促進（社会教育課）

市内に残る貴重な財産である文化財を適切に保存管理し、地域の歴史、文化を継承します。また、出土遺物等を展示公開し、地域の文化財を活用します。さらに、郷土芸能の後継者養成等を促進するとともに、市民のふるさと意識を醸成します。

(4) 歴史民俗資料館の充実（社会教育課）

歴史民俗資料館の老朽化対策を実施するとともに、郷土意識を高めるため、民具資料、考古資料等の調査・研究に努め、展示の充実及び活用をします。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
埋蔵文化財*出土品展来場者数	362人	361人	540人



赤尾ばやしの様子

第3節 青少年の健全な育成



基本方針 青少年の健全な育成

【基本目標】

学校・家庭・地域・青少年関係機関が相互に連携して啓発を行うことにより、青少年が健全に育つ明るい社会を展開します。また、青少年を社会の構成員として尊重し、その自覚を促すことで、自主性や協調性、適切な倫理観等が醸成される育成環境を構築します。

【現況・課題】

- スマートフォン等の急速な普及により、有害な情報に触れたり、SNSに起因した事件や薬物などのトラブルに巻き込まれる青少年が増加する懸念があります。
- 家庭での教育で身につけるべき基本的な生活習慣や、地域との関わりの中で培われる自主性や協調性など、社会性を十分に学ぶ機会がない青少年が見受けられます。

【施策の方針・事業】

1 健全育成活動の充実

(1) 推進体制の整備・充実（社会教育課）

青少年育成坂戸市民会議及び各中学校区地区会議を中心に、青少年関係機関と連携し健全育成活動を推進するため、市民と協働して体制を整備します。

(2) 地域環境づくりの推進（社会教育課）

地域ぐるみで青少年対策に取り組んでいけるよう、家庭・学校・地域社会と連携を図り、有害環境から青少年を守るためのパトロールや見守り活動、こども110番事業や青少年健全育成推進店制度など、市民と協働して推進します。

青少年をスマートフォンの普及による弊害等から守るため、SNSなどの利用による青少年の犯罪被害の防止や、薬物乱用防止等について啓発します。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
安心安全（環境浄化）パトロール	68,048 人	42,368 人	43,270 人
こども110番事業協力家庭・店舗数	750 か所	678 か所	703 か所
青少年健全育成推進店舗数	135 店舗	132 店舗	142 店舗



青少年健全育成推進店

青少年健全育成推進店は主に深夜営業を営む店舗等に依頼し深夜（午後 11 時以降）に来店する青少年に対して温かな声をかけることにより、青少年の帰宅を促す制度です。令和3年度現在、市内で132の店舗、事業所にご協力いただいています。



青少年健全育成推進店ステッカー

2 健全な家庭づくりの推進

(1) 健全な家庭づくりの啓発（社会教育課・こども支援課）

家庭の日[※]の普及に向けた広報活動など、健全な家庭づくりを推進するための啓発活動を実施します。

また、家庭児童相談や家庭訪問を通じて、家庭や子育てに関する相談に応じ、助言を行うことにより、育児等に対する不安の軽減を図り、児童虐待の防止に努めます。11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止に関する啓発活動を実施することにより、地域ぐるみで児童虐待の予防対策を進めていきます。

3 青少年活動の充実

(1) 青少年活動の場の充実（社会教育課・保育課）

自主性、主体性及び協調性を持ち、心豊かな青少年を育成するための事業、地域社会のサポート、教育力を生かした青少年の安心・安全な居場所づくり事業等及び青少年の活動の機会である放課後げんき教室の充実を図ります。また、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]」を開催します。

(2) 青少年のまちづくりへの参加促進（社会教育課）

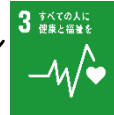
社会の一員としての自覚と責任、規範意識、他者への思いやりの気持ちを持った青少年の育成を図るため、青少年団体の育成及び活動支援を充実し、青少年ボランティア活動及び地域活動への参加を促進します。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 [※] 実施校数	3校	0校	4校

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後児童クラブのみ実施しました。

第4節 スポーツ・レクリエーション



基本方針 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【基本目標】

市民一人一人がいきいきと過ごし、心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーションを実践できる施設や環境の整備を推進します。

【現況・課題】

- 生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ教室・大会等を充実し、スポーツ・レクリエーション団体及び指導者を育成するとともに、施設や団体等の情報提供体制を整備します。
- 市民総合運動公園等のスポーツ施設の整備・充実はもとより、学校・公民館等の有効活用並びに誰もが使いやすい施設の整備・充実及び効率的な利用を促進します。

【施策の方針・事業】

1 スポーツ・レクリエーション活動の充実・支援

(1) スポーツ教室・大会等の充実（スポーツ推進課）

市民が自主的かつ積極的に参加できるような各種スポーツ教室・大会等を充実させるとともに、多様且多世代間の親睦や交流を深めるための、スポーツイベントを開催します。

(2) 団体・選手の支援（スポーツ推進課）

生涯スポーツの振興と、スポーツを通じた市民の交流促進と健康意識の向上につながるよう、スポーツ・レクリエーション団体への活動支援を行います。また、全国大会及び関東大会の出場者への支援、並びに新規団体の結成を支援します。

(3) 総合型地域スポーツクラブ[※]の設立・支援（スポーツ推進課）

市民が興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、市民が主体的に運営する既存の総合型地域スポーツクラブ[※]の状況等を分析していくとともに、クラブの設立・支援を図ります。また、スポーツ・レクリエーションを通じた地域づくりにより、地域社会の一体感・連帯感の醸成を図ります。

(4) 指導者の育成・活用（スポーツ推進課）

市民の多様なスポーツニーズに対応し、安心してスポーツ活動に参加できるよう、指導者養成講習会や研修会等を通して指導者を育成します。また、スポーツリーダーバンク[※]や大学との連携により質の高い指導者を活用します。

(5) 障害者スポーツの推進（スポーツ推進課）

障害の有無に関わらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、障害の種類・程度に応じ、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、関係機関等と連携し、推進・支援します。

(6) 子どものスポーツの推進（スポーツ推進課）

子どもの心身の健全な発育・発達のために、スポーツに親しむ習慣を身に付けることにより、生涯にわたり健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことができるよう努めます。また、子どもたちが学校外で体を動かしたり、スポーツができる機会・場所の整備及び充実に努めます。

(7) 情報提供体制の向上（スポーツ推進課）

施設の利用状況、予約状況を提供する坂戸市公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性を高めます。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
教育委員会主催の大会参加者数	6,311人	550人	5,540人
教育委員会主催の大会数	8大会	1大会	6大会



坂戸市民チャリティマラソンの様子

2 施設の整備・充実・活用

(1) スポーツ施設の整備・充実（スポーツ推進課）

市民の健康・体づくりの拠点として市民総合運動公園、健康増進施設及び各種スポーツ施設の整備・充実を推進します。また、市民総合運動公園及び健康増進施設は、引き続き指定管理者制度の運用により、民間ノウハウを活用した魅力ある施設とするとともに、更なる市民サービスの向上を図ります。

(2) 河川敷・都市公園の活用（スポーツ推進課）

市民のスポーツ・レクリエーション活動やウォーキングの場として、河川敷及び都市公園のグラウンドの有効利用を促進します。

(3) 学校体育施設の活用（スポーツ推進課）

学校体育施設開放により、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場及び地域スポーツクラブの活動拠点として、学校・地域ともに互恵関係となるような制度の運用に努め、施設の有効活用を促進します。

(4) 公民館等公共施設の活用（スポーツ推進課）

公民館等の公共施設について、各種スポーツ大会の開催、市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場及び地域スポーツクラブの活動拠点として有効活用を促進します。

【数値目標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和3年度	令和9年度
市民総合運動公園利用者数	268,547人	110,620人	214,800人
健康増進施設利用者数	93,262人	47,668人	74,600人



坂戸市民総合運動公園

坂戸市民総合運動公園は、大・小体育室、屋外プール、テニスコート、トレーニング施設、軟式球場、多目的運動場等を備えた総合スポーツ施設として、坂戸市のスポーツの拠点となっています。

